

「日本の七世紀史」再考

—遣隋使から大宝律令まで—

鐘江宏之

ご紹介いただきました鐘江です。私がこのタイトルで話そうと考えましたのは、数年前に小学館の『全集日本の歴史』というシリーズの中の一冊を書く機会をいただきました。そのときに、五世紀から八世紀までという非常に長い期間を考えている中で、七世紀から八世紀の転換というのが、やはり最も気になったというのが一つの理由であります。それ以来、ここ数年間ほど、律令制という仕組みが形成される時期に関心が強くなりかかるところがありました。漠然とはありますが、試行錯誤して考えたことをまとめようとしながら過ごしてきております。今日はそれらの問題をやや広い視野でまとめてみようというふうに考えましてタイトルを付けました。とても大きなタイトルにしてしまいましたので、実は、自分としては大変恐ろしいような気分です話しているところでございます。すでにこれまで何らかの機会にお話ししたことのある点と重なる部分もあります。今考えていることの大枠を話させていただきますことにしたいと思います。

まず最初に、「1 七世紀史研究の問題点」というところから話をさせていただきます。そもそも七世紀というのはどういう時代なのでしょう。八世紀は奈良時代というイメージを思っていたいてよろしいかと思いますが、奈良時代の行政制度に象徴されるような律令制のいろいろな要素、それに国家の官僚制の組織などが、前の世紀である七世紀に形成された、そういう時期であるということができます。具体的にどういう現象が起きているのかということについては、今日は年表を作りましたので（本稿では省略）、これを見ていただながら話を聞いていただければと思います。

七世紀の中ほどの時期、六四六年に改新の詔が出ますが、その時期がいわゆる大化の改新です。その時期より後になりますと、天智天皇の時代のもとされる近江令、それからそのあとの天武天皇の時期から持統天皇の時期にかけての浄御原令、そして、その後の文武天皇の時期の大宝律令というように、律令の編纂がありました。ただし近江令については、存否をめぐって論争があります。それか

ら、官僚制の形成の上では、位階や冠位の制度が、古いところでは、推古天皇の時期の冠位十二階に始まって、何度かにわたって改定を繰り返されていきます。そして、同時並行で、官僚として働いていく官人の制度が整備されていきます。その官人が働く行政機構の形成の時期でもあり、そして、そういった機構が支配していく対象の人々を公民というかたちで取り込んでいく、いわゆる公民制支配が始まる時期でもあるわけです。

こういう七世紀という時期が、どのように描かれてきたかということにつきましては、次のように言えるでしょう。八世紀の律令制支配は、簡単に言いますと、中国の唐の律令の支配の方式を模範としている。これは大きく動かないところだと思えます。七世紀の段階というのは、その八世紀につながっていくようなさまざまな要素が形成され整備されていく過程であると、そう位置付けられてきたわけです。そして、具体的に七世紀に起きているさまざまな現象が、八世紀の制度との関連性という視点から考察されてきました。この見方は、言い方を換えると、八世紀に達成された国家の在り方、国家像から、どういう風に溯るかという見方によって描かれてきたということになります。中国を模範としている律令制がどのように採り入れられて定着していくかという見方になるかと思いますが、この点で、本日の副題にも付けました遣隋使の問題が重要です。この遣隋使が派遣されたという事実の位置付けは、やはり大きく扱われてきたと思います。

八世紀の律令制度の模範となっているのは、唐という中国の王朝であり、その唐と隋は類似点を非常に多く持っています。中国本土

の統一国家として、強力な帝国として存在し、支配の仕組みが律令に基づくさまざまな制度となっています。隋と唐はほぼ同じような仕組みを踏襲していますから、この隋という王朝との交流が、中国的な官僚制や支配方式を導入する契機であるというように、日本の歴史を描く上で位置付けられてきたと思います。その遣隋使の段階からどうやって八世紀の律令制が完成していくのか、そういう見方で描かれてきているということです。

「八世紀に達成されている」というような言い方を今しましたけれども、日本でのさまざまな組織や制度というのは、八世紀初頭の大宝律令の施行という時点で、かなり整備をされているわけです。あとからお話しますが、大宝律令制の時代というのは、それ以前と比べて、さまざまな制度の整備の度合いに非常に段階差があります。ですから、中国的な律令支配の、ある到達点として大宝律令制を見るところという視点が出来たわけです。

遣隋使が最初に派遣されたのは西暦六〇〇年です。そして、大宝律令が施行されるのが西暦七〇一年になりますので、ちょうど七世紀の初めと終わりがこれで結ばれているというわけです（これはたまたま偶然のお話ですけれども）、結果として、遣隋使から大宝律令までがどのように発展してきたかというように、七世紀史が描かれてきたということだと思います。一〇〇年という長いスパンでの最初と終わりを結び付けて、時代像が理解されているということになります。その間に起きている個々の現象に関しての評価はさまざまあるわけですが、広い視野から見れば、遣隋使から大宝律令までは、一般的には直線的な方向を持つ発展が想定されているだろうと思

ます。すなわち、その間の七世紀に起きていることは、いわば過渡的な様相を示すというようにとらえられていると思います。

現在の研究においては、かなりさまざまな分野に渡って七世紀史が細かく検討されていますが、七世紀の研究するための史料としては、基本的には『日本書紀』という歴史書が研究対象となります。この『日本書紀』は八世紀に成立した典籍であります。七世紀史を研究しようということになると、どうしてもこの八世紀に成立した典籍を中心にせざるを得ない。そして、あとわずかに残されている金石文が数件あるというような状況で、そういった史料の状況の中で研究していかなければいけないという条件下にありました。すなわち、かつての研究では、七世紀に起きていることを知ろうとしても、同時代に残された痕跡というものがほとんどなくて、その時代の実態を考えるためには、あとの時代に編まれた記録から、そこに描かれた事件、あるいは制度の変革というような記事を分析していかねばならないということだったのです。

そのあとの八世紀に關しましては、大宝律令制のもとでの諸制度を研究する上では、正倉院文書などが残っておりますから、それを通して、かなり実態を確かめることができますので、制度の変遷を検証することができそうですが、七世紀という時期に対しては、そういう検証を進めることができなかったのです。史料批判の作業を通して、何とか八世紀に編纂された史料を使いながら、七世紀の実態に近いものを考えていこうという、そういう方向性をとっていたわけです。

こうした見方である場合には、どうしても核になる歴史現象をつ

なぎ合わせていくことになりすから、性格がはっきりしていると考えられる事柄が二つあれば、その二つの間の時期は、二つの事柄の性格をつないでいる過渡的な時期として想定されることになるのだろうと思います。いわば、七世紀史を考える上で、性格がはっきりしていると考えられてきたものが、一つは遣隋使の派遣であり、一つは大宝律令の施行だったということになるのだと思います。

しかし、七世紀の時代に密着して、確かな歴史像を考えてみようという姿勢を持つときに、果たして過渡的な時期というような評価でよいのかと言いますと、研究の上ではやはり、もっとその時代の人々が、それぞれの瞬間瞬間でどのようなようになっていて、どのような意識を持っていたのかということを知りたいという目を持ちますから、そういう点からすれば、やはり過渡的な評価というものに対しては不満が残るわけです。

実際には、今後七世紀史の研究をしていく上では、できるだけそういう、その時代の目というものを意識して見てゆかなければならないと思うわけで、私の今日の話は、そういう視点からこれまでの研究を批判的に見ていきたいと思っております。

例えば、大宝律令制のような制度があとで達成されるとしても、それを念頭に置いて前の時代に整備していったと見てよいのか。要するに、遣隋使のころから、大宝律令制のような姿となることを考えながら、七世紀初頭の遣隋使派遣をしていた時期の人々が動いていたのかということ、その通りそれでよいのかどうかは、当然もっと考えていかなければいけないという必要を感じます。ですから、一つのきっかけである遣隋使、それから、それに連なる遣唐使の問題

というのは、大きな問題を含み込んでいると思います。

外交の上では、七世紀の時代は、遣隋使や遣唐使に比べて、隣の朝鮮半島の国々である百済、高句麗、新羅といった国々との往来のほうはるかに多かったですから、对中国外交を特別視する必然性はないわけです。このようなことは、今日、後ほど講演いただきます石見先生も、「井真成騒動」をふり返って」（『日本歴史』七二八、二〇〇九年）で強く主張されておられました。遣唐使の役割を、日本史の側では非常に拡大して、強く意識するような風潮があるということを指摘されているわけですけれども、そういったこともやはり通じるのだと思います。遣隋使・遣唐使に対する見方を、もうちょっと客観化して評価していかなければならないだろうと思います。

ことに、百済滅亡以降の時期、すなわち、西暦六六三年に白村江の戦いで百済と日本の連合軍が敗れて以降ということになりますが、そのあとの朝鮮半島では、唐が朝鮮半島の百済の故地を占領し、それに対して新羅が半島の統一を目指して、新羅と唐が戦争状態に入るといふふうに時代は動いていきます。新羅によって半島統一が目指されたところに関しては、新羅は唐と対抗するために、日本と交流を深めているわけです。しかも、その時期に、日本は遣唐使を派遣しておらず、凍結しているような状態でありますから、日本からは、新羅との交流を第一に考えた外交政策が見られ、多くの留学僧を新羅に送って、いろんな知識を吸収しているわけであります。

このあたりは鈴木靖民氏の『古代対外関係史の研究』（一九八五年、吉川弘文館）に詳しく述べられています。

このような時期の在り方を過渡的なものとして埋没させてよいかということです。過渡的なものとしての描き方というのは、ある意味で一つの時期の状態がわからないために仮に採られていくような見方ですから、もっとその時期の性格付けができるのであれば、きちんと性格付けをしていかなければならないと思います。

最近の研究条件としましては、各地の遺跡の発掘調査の結果、七世紀の遺跡・遺物が、二〇年前、三〇年前に比べてたくさん見付かり、状況がわかってきました。歴史書には語られていないようなさまざまな文物の在り方、行政方法の末端の仕組みであるとか、そういうものにまでつながるような知識が増えてきたわけです。そうしますと、その多くの側面がわかってきたことを活かして、中身がわからなかった段階では、過渡的な評価として、いわば間に合わせの評価をしてきたとしても、中身が徐々に見え始めた現在では、こういう評価は変わるべきであろうというふうに思うわけです。

この七世紀の時期というのは、国家の転換期としても非常に重要であります。有名な大化の改新を巡る論争をはじめとして、日本の歴史上において、どういうふうに国の在り方が変わっていくかという点で、具体的な動きに関して非常に細かい精緻な分析が進んできたわけであります。しかし、先ほど申し上げましたように、遣隋使から大宝律令へというような時代の方向性の見方が同じである限りは、七世紀の中でどういうことが起こっているかということの評価は、結局、何が先に起きて何があとに起きたか。それが先に達成されて、それがあとで達成されて、最終的には整ったかたちになっていくというような、前後関係での評価にしかならないと思うのです。

遣隋使から大宝律令制定までを、中国を模範とした律令制が実現されていく過程であると見ている限りは、それぞれの要素がどういう時期にどういう順序で実現されてきたかという議論しかなされないこととなります。むしろ、その時期固有の抱えている問題を考え、遣隋使から大宝律令までを直線的な発展としてでなく見ることができ、七世紀史全体の位置付け方が変わるならば、転換期の区切り方であるとか、あるいは転換の見方というのも変わってくるのではないかと思えます。

では、具体的にその七世紀と八世紀の違いを認識するところから進めさせていただきたいと思えます。「2 七世紀と八世紀の違い」に移ります。

三つほどに分けてお話をさせていただきます。まず「2—① 浄御原令制について」です。七世紀の終わりの時期、これは、浄御原令という法典が根本法としてあって、それに基づいて政治が行われていたであろうと一応考えられており、その時期のさまざまな制度や全体の仕組みを表すことばとして、浄御原令制ということばを使います。この浄御原令制についてどのような大枠の特徴があるかということからお話をします。

浄御原令制は、後の大宝律令制では大宝律令にその基準の法典が切り替わっていきませんが、大宝律令制と浄御原令制の差というのは何かということ很简单に言いますと、大宝律令は、非常に唐の律令に近いものである。唐律令的である。一方、その逆に、浄御原令制は、大宝律令に比べればということになると思えますが、唐律令的でない要素が多い。多いというのも、これは、結局、研究者によっ

て、非常に多いと見るべきか、そういうものがあるという程度の印象にとどまるかというのは、個人差はあるかもしれませんが、私自身がこれまで七世紀の文物などを中心に研究してきた目から見れば、やはり唐律令的でない要素が多いという印象を強く受けるわけでありませう。

いくつか具体的な問題を挙げます。例えば文書の書式の問題です。公的な文書、あるいは私的な文書もある程度影響を受けている部分があると思えますけれども、大宝律令の場合には、公式令くしきりょうという律令の編目がありまして、そこに定められた書式によって文書が書かれるというのが原則になっていきます。この、公式令の書式によって文書が書かれるようになっていくことは、大宝律令制からとみられます。

浄御原令制段階のものは、各地から木簡が見つかっていて、その書式を調べていきますと、上申文書や下達文書などは、大宝令制下の書き方と全く異なるわけです。この浄御原令制下でいったいどんな基準でそのような書式が書かれていたのかというのは、実はまだ不明なのですけれども、ただし、実物を見ていきますと、ある程度そろった書式を見いだすことができそうですので、恐らく書式の模範となったものはあるのではないかと思えます。

具体的に言いますと、例えば上申文書の場合に、「誰その前に申し上げる」というような書式の上申文書がたくさん見つかります。これは、文書木簡の中に多くあるのですけれども、この書式は大宝律令制が施行されずとほぼ消えてしまっています。

ですから、大宝律令制の施行によって、全く違う基準のものに文

書の書式が置き換えられてしまいました。そして、その置き換えられたものは(公式令に書かれている書式というのは)、唐の律令法にもやはり公式令の体系があって、そこに定められたような用語とほぼ同じものです。微妙に書式は変わってはいませんが、体系の上では、書式の区別をする用語は同じような用語が使われていまずので、その由来としては、結局、唐の在り方を当然参照にして導入されたものであることは間違いないわけです。この点で、浄御原令制下の文書の書式から、大宝律令制下の文書の書式へという変化は、何か別な基準があったものが、唐のやり方に即したもののへ一気に換えられたという様相を示しています。

それから、年を表す書き方(年紀)の問題ですが、大宝令制下では年号を使用します。これは、律令に規定がありますので、それを遵守しているということになります。大宝元年、大宝二年というように大宝元年から使用されており、大宝の次は慶雲という年号ですが、それ以降は定められている年号を使って必ず書くというのが原則になっていきます。そして、年号を使った何年何月何日という年紀は、文章の末尾に置くという書式がほぼ例外なく見られるようになります。

一方で、その大宝律令施行の直前まで続いている浄御原令制下では、年は干支で記しています。十干、十二支を使って、しかも、文章の一番初めに置くというのが慣例としてずっと続いています。これは、さまざまな史料を見ていきますと、浄御原令制が始まるよりも前からどうもそのようであったようで、さらに広げますと、朝鮮半島での在り方が同様であったということが、岸俊男氏の研究(木

簡と大宝令)、『木簡研究』二、一九八〇年、のち岸『日本古代文物の研究』(瑞書房)などで検証されています。いわば、干支で年を書くやり方は、朝鮮半島と共通する方式であるということです。

そのように言いますと、『日本書紀』などに大化、白雉、それから朱鳥という年号があるわけですが、このほか『扶桑略記』などにいくつかあり、その『日本書紀』に出てくる年号はどうかということが問題になってきます。年号の使用に関しては、『日本書紀』でいう大化四年(六四八)に相当する年を記した木簡が、当時、都があった難波宮の付近から出土しておりまして、その年の書き方は、戊ちのえの申のえの年、「戊申年」と書いてあって、「大化四年」とは書いていないのです。これは、支配者のお膝元で年号を使っているということですから、大化という年号は実際には使われていないと見たほうが、蓋然性は高いのです。白雉や朱鳥という年号も、『日本書紀』以外には使われたことは知られないので、結論としては、七世紀は年号を使用していないと見てよいのではないかと私は思っております。

そのようなやり方から変わって、大宝律令制下では年号を使用するようになるのですが、中国では年号を使うことがずっと行われてきていますから、いわば、中国のやり方と同じに切り替えたということになるのだらうと思います。

三番目に地方制度の問題を挙げます。大宝律令制下では、地方の行政組織は、国の下に郡、そしてその下に里、すなわち国郡里制という組織があります。一方、浄御原令制下では、郡のところが評という組織になっていまして、国評里制と呼んでよいかと思えます。

郡も評も訓読みについては、「こおり」という読み方を研究者は一般にしていますが、しかし、その同じ「こおり」でも文字が違うことの意味がやはりあるだろうと思います。

評という文字を使った「こおり」の制度の導入したいは、淨御原令制よりも前から行われていました。これについてはいろいろ論争もありますけれども、私自身は、七世紀の半ばにはこういうものが作られていくだろうと考えています。

その「こおり」という単位の名称、つまり「評」という字を使って「こおり」と読ませることは、朝鮮半島の影響を受けた地方行政単位として制定されたものだろうと、従来から既に指摘はされています。七世紀半ば以降、七世紀後半の間ずっとこの名前の行政単位を使い続けているわけです。そして、大宝律令が施行される八世紀の初頭になって、中国で地方組織の名称として古くから見られる「郡」という文字を使って切り替えたということになるわけです。七世紀の半ば、いわゆる大化の改新のころの手法が、おそらく朝鮮半島にあって、それ以降、大宝律令の編纂までは名称を改変する必要は感じなかったでしょうけれども、大宝律令編纂の段階で、それでは中国風に切り替えようというような、どうもそのような意図が働いたのだろうと思います。

それから、四番目に、位階制、官位制の問題を取り上げたいと思います。大宝律令制では、正一位とか正二位とか、基本的には、一位、二位、三位、四位、五位、六位、七位、八位と（その下に初位というのがありますが）、大きくは数字によって区分される位の体系があります。これは、ずっと後の時代まで生きていきますので、

日本史をご存じの方であればなじみの深い位の表し方だと思いますが、淨御原令制下ではそういった数値で大きく分けていくのではなく、漢字の徳目による表記区分が行われていました。こうした徳目を示す漢字の表記で区分することの始まりは、冠位十二階の制度になります。冠位十二階の制度が採り入れられるのが西暦六〇三年でしたが、それ以降、約一〇〇年に近い間、ずっと同じやり方が続いていたのです。

冠位十二階の制度に関しては、朝鮮半島の制度を参照しているという研究がやはりあります。中国の場合には同じ時代に一品、二品、三品というように品という字を使って、一から九まで数字で大きく体系を分けるようなことをしているのですけれども、中国の九品制のような数字に改めることをせずに、七世紀中ずっと朝鮮半島の影響のものを使い続けてきたということになります。そして、また大宝律令制で、急に唐の九品官人法に倣ったような位階体系になったということになるのではないかと思います。

もう一つ、都城制の問題として藤原京を取り上げたいと思います。都城制については、大宝律令制下に七一〇年の平城京遷都があります。今年には平城京遷都以来一三〇〇年ということ、平城京にいろいろなかたが光が当てられていますけれども、その平城京の平面プラン、つまり平面上のどこにどういった組織を配置するかというようなプランは、宮殿に当たる宮城と呼ばれる部分を、北辺に配置するという点で、唐の長安城に似た面を持っています。一方、平城京の前の都が藤原京になりますが、淨御原令の編纂と並行して作られていった藤原京の平面プランは、宮城は都の真ん中であって、長

安城には似ていません。

この藤原京の宮城の配置については、中央宮闕型というような呼び方をすることがあります。中国の古典である『周礼』の中に、理想の都の姿として宮城を真ん中に配置するようなプランが示されていますので、そういう古典的な理想の都の姿をモデルにして藤原京を造ったのではないかという見方があり、かつて私もそういう見方を支持していました。先ほど冒頭で触れました小学館の『全集日本の歴史』の中では、そんな趣旨のことを書いたのであります。

しかし、このところをもう一度考え直してみますと、むしろ藤原京という都を造るにあたって、同時代に参照していたものは新羅であった可能性が高いのではないか。そして、新羅の都、現在の慶尚北道の慶州ですけれども、慶州にあった新羅王京との類似点を考慮すべきではないかというように、私は考え方をちょっと変えつつあるところです。

こういった新羅王京との類似点は、李成市氏の研究などでも指摘されていますし、ほかの複数の研究者も指摘はされています。ただ、それに対しては、いろいろ反論もあるようでして、それは、決め手がなかなかなく、まだ解決できないのであります。なぜなのかといえますと、新羅王京の平面プランについてまだ研究がなかなか進んでいないので、そこが解決しないと直接の比較がなかなかできないということなのです。ただし（これは印象にはなっていますけれども）、慶州の中で、新羅の王様の宮殿というのは月城ということころにあるわけですが、その月城の位置は、慶州の盆地の中の配置からすれば、ほぼ中央にあって、藤原京の真ん中に藤原宮があると

いう配置と、やはり似ている様相を呈しています。ですから、このことはやはり見過ごせないのではないかというのが、私が今感じているところです。

これに対する反論としては、新羅と日本の国際関係において、日本というのは新羅を配下に置こうとする態度を示した時期があったのであるから、日本が新羅の都をまねるということはあり得ないというような見解があります。しかし、この見方に対しては、私は逆の反論ができると考えています。大宝令制下の日本には、そのように新羅を配下に置こうとする態度を示した時期が確かにありました。が、それを、藤原京の計画を立てている天武天皇の時期の外交関係のもとに当てはめる必要はないと思っています。天武天皇の時期の外交は新羅との間が一番親しい関係にあったわけで、その時期に新羅を配下に置こうというようなことを考えていたかどうかと言われると、それは検証できないわけです。配下に置こうとしているような相手の都をまねることはないのではないかという、そういう立論は成り立たないだろうと思っています。

しかも、藤原京の建設と浄御原令編纂とは、同時に並行していくこととなりますので、藤原京は浄御原令制下のさまざまな価値観を体現している都なのではないかと思えます。この時期の制度として日本と朝鮮半島との類似点がたくさん挙げられるとするならば、これは中国的な都ではなくて、むしろ朝鮮半島のを多く参照している中での都として理解していくべきではないかと思っています。

五つほど論点を挙げましたが、検証していけばほかにもあると思います。本日はこれぐらいでとどめておきますが、中国的なもの

もし目指していたのだとすれば、大宝律令の直前になるまで、こういう朝鮮半島と類似しているものがずっと残っていくということが、なかなか説明できないのではないかと思えます。中国的なものを目指しているのであれば、なぜ最初から中国のやり方に合わせなかったのかという点がやはり気になるわけです。ですから、本当に最初から中国的なものを目指したのかという点で、先ほど挙げました李成市氏の研究などで最近提唱されていますように、新羅のほうを外交関係でパートナーとして見ている時代には、新羅からの影響というのをまず考えるべきであろうと思えます。

次に、「2-②七世紀の遣隋使と遣唐使について」に移ります。中国的なものを指向する端緒とされてきた遣隋使の評価ですけれども、先ほどちょっと申し上げましたように、遣隋使・遣唐使を過大評価する考え方からは脱却する必要があります。遣隋使・遣唐使を巡る状況をより正確に把握して、客観的に評価する必要があると思えます。

遣隋使はどういう状況において派遣されたのかという点につきましては、おそらく、次のような見方が成り立つでしょう。隋が成立したあと、朝鮮半島の諸国が隋へ遣使を何度かしています。隋成立直後に朝鮮半島の三国が反応するわけですけども、おそらくそれを契機として倭も遣使をしたのでしょう。しかも、最初の六〇〇年の遣隋使は、『隋書』に見えるだけでして、倭としてはどうも外交上の失敗であつたらしいということが、現在共通する見解になっています。その直後に冠位十二階など百濟を参照した制度の整備があるということになります。

前後の外交関係、それから内政の在り方から見ると、この遣隋使の最初の派遣というのは、百濟に導かれて遣使したというようなものではないかと推測されます。それは、果たして後の八世紀の遣唐使のようなレベルで、中国から直接の文明摂取を求めるような趣旨だったのでしょうか。この点についてはやはり疑問が残ります。

遣使を受けた隋の側でも、倭を特別に重視したわけではないというようなことは、先日歴史学研究会の大会の報告で、廣瀬憲雄氏がそのような見解を主張されました（倭国・日本史と東部ユーラシア）『歴史学研究』八七二、二〇一〇年）。倭と隋との関係というのは、隋にとって特別な関係というわけではないだろうということですが、そして、倭国の側も、外交の主軸は依然として百濟との関係にあると考えられます。ですから、そういう中での遣隋使というものは、どのように位置付けることができるかが問題です。

ただし、六〇七年に二度目の遣隋使を派遣した後には、結果的に中国に留学生を送るきっかけを獲得することができました。ですから、中国からの文明摂取について、新たな状況になったということでは確かだと思えます。ただし、それによって中国文明を内政にどこまで活かすようにしようと考えていたかという点では、まだ疑問が残ります。

隋に派遣した留学生の一部が、推古天皇の三十一年、西暦六三三年に帰ってきます。そのとき帰ってきた人たちが、こう述べています。「唐の国にとどまってまだ学んでいる者が、かなり学んで知識を吸収している。だから、今、まさに呼び返すべきだ。」と。そしてもう一方で、中国は隋からすでに唐という王朝に代わってしまっ

ていまずけれども、「唐という国は、方式が備わって定まっている宝の国」と書いているのか、珍しい国と書いているのか、「珍国」という表現で出てくるのですが）であるから、常にすべからく通うべし」と。これから頻繁に交渉を積み重ねていくべきであるというようなことを言っているのです。確かにこのように述べたのだとしますと、この述べ方でやや気になることがあります。

遣隋使に伴う留学生派遣が、果たして何度も繰り返して留学生を送るということを念頭に置いていたのかどうか、最初からそういうことを考えていたのかどうかという点です。先ほどの留学僧が帰ってくるよきの発言は、隋から唐に代わったので、唐でも学ぶべきだから留学生を送るべしというような趣旨にもとれるかもしれませんが、しかし、遣隋使の在り方を、かなり評価を低く見積もるならば、八世紀のように、留学生が常に送られて帰国し、留学で得られた知見を内政に活かしていくといった国家の方針と密接な留学という状況であったのかどうかという点で、八世紀の留学生の姿を重ねて見てよいのかどうか、いささかの不安も覚えるわけです。より根本からこういう問題を考えるべきではないでしょうか。

そういう点でいうと、隋や唐の留学生が帰国した後、すぐにその知識が活かされるのかどうか。留学生でなくても、遣隋使や遣唐使が派遣されて帰ってきたときに、七世紀段階で隋や唐で見聞してきたことが内政に活かされたのかという点で言うと、八世紀とはやはり温度差があると思います。八世紀には、帰国直後にすぐ政策に反映されるとみられる現象は多いのですが、それに比べれば七世紀段階というのは、そんなにすぐに活かされてはいないのではな

いかと思います。

遣唐使の変遷をたどってみますと、ある時期から大きく画期を迎えて変化していくのですが、それが大宝二年、ちょうど八世紀初頭の最初の遣唐使であり、この時期から規模が拡大します。それまでは、船が一艘か二艘で行っていたものが、四艘に拡大するのはこの時期からになります。当然留学生などの数が格段に増えることになりますから、派遣する意図の差というものが、七世紀と八世紀との間でやはりあるのではないかと推測します。

「2-③ 大宝律令制と八世紀の遣唐使」に移ります。大宝律令制の評価に関しては、唐の律令のそれぞれの条文を逐一検討してから制定されたというふうにはぼ見てよいだろうと考えられています。結果として、最初に述べましたように、数多くの分野で、同じ時代の唐の制度により近いというような実態になっていくわけです。先ほど、八世紀の遣唐使が帰ってきた直後にいろいろ変化があるということを申し上げました。大宝律令制の基調が、中国風の律令制を作ってそれに基づいて運営しようという意図があって行われているとするならば、同じ時代に唐で行われていることを見聞してきて、その状況を持ち帰って、遣唐使の帰還後に内政に活かしていくこととするのは、ごく自然な考え方であろうと思います。

その遣唐使が持ち帰った知識によってどう修正が加えられていくかと言いますと、例えば、大宝二年の遣唐使が行って帰ってきたあとから、都を平城京に遷そうという動きが出てきて、実際に平城京に遷都するわけです。これは、先ほど申し上げましたように、平城京の平面プランの形は中国の同じ時代長の長安に似ているわけです

から、都の形を今の中国と同じものにしよという動きがあったと見てもよいだろうと思います。

それから、養老年間の遣唐使が帰ってきましたあとで、七一九年になります。按察使制という、地方の行政の上での上級地方官を設定するというようなことが採り入れられます。これは、前の遣唐使のときには、そういう制度は中国では見られなかったものが、今回行ってみたらこう変わっていたというものを持ち帰ってきて、これは有効かもしれないからということで早速日本の行政に活かしているという、そういう顕著な事例だと思えます。

そういう点に関わるものをさらに見ていきますと、例えば、養老年間に戸籍を作る上で養老五年籍式というものが知られており、それまでいくつかバリエーションのあった戸籍の様式が統一されていくという研究があるのですけれども、それなども、中国のトルファン文書あるいは敦煌文書などに残されている戸籍の様式を見ていきますと、この養老五年籍式以降の日本の戸籍に類似しているように思われます。養老五年以前には、全然違った書式のものとして、大宝二年の御野国戸籍が日本の正倉院に残っていますけれども、その様式の戸籍はむしろ消えていく方向にあったわけです。今後、追検証が必要ないかと思えます。ですから、おそらくそういう見方も可能なのではないかと思えます。ですら、おそらくそういう目で八世紀を見ていけば、遣唐使が持ち帰って、中国の同時代のやり方に変えていったという現象が、たくさん出てくるのではないかと思えます。

それでは、「3 七世紀史の展開のとらえ方について」に移ります。

以上のようなことが窺われるとしますと、遣隋使から大宝律令の達成に至る過程をどうとらえればよいでしょうか。

これまでの一般的な述べられ方としては、律令制の諸要素のうち、どういうものがどの段階に達成されているかというような見方だったわけです。近年の評価でも、例えば、最近の森公章氏の著書『遣唐使と古代日本の対外政策』（二〇〇八年、吉川弘文館）の中での見解としては、天智天皇の時期には中国の律令を参酌して制度を整備してゆき、そのあとの天武天皇の時期には、新羅との外交が盛んであるということも含み込んで述べておられますけれども、新羅を手本として唐風化を進めたのだとお書きになっています。しかし、ここまで述べてきましたように、私自身の見方からすれば、大宝律令編纂より前の時期というのは、いずれの段階でも、意識して中国化あるいは唐風化ということは考えていないのではないかと思えます。整備されていく制度は、いずれも百済や新羅のものを参照した制度です。ですから、これはむしろ、百済化や新羅化と言ったほうがより近いかもしれません。

こういった在り方については、別な意義付けとしては、最近では、大隅清陽氏が「大化改新論の現在」（『日本歴史』七〇〇、二〇〇六年）や「大宝律令の歴史的位相」（大津透編『日唐律令比較研究の新段階』二〇〇八年、山川出版社）で、広い意味での律令制の導入であると位置付けられています。百済や新羅がそれまでにそれぞれの国の文明の中に中国からの技術を吸収しているわけですけれども、そのように吸収されて百済や新羅に残されていた技術や方法は、中国の南北朝の時期の制度や方法です。ですから、中国の南北朝の時期の

制度や方法が、七世紀の後半の段階に、百済や新羅を媒介にして日本に入ってくるというように評価されています。しかし、この見方も、やはり中国的な要素を取り込むという視点から意義付けられていると思います。中国的なものを取り込むという意図があるのかどうかという点で見直してみれば、百済や新羅がかつて中国に学んだものの痕跡が、結果的に百済や新羅の文明ごと取り込まれてくるということになってはいますけれども、しかし、これはあくまで朝鮮半島の文明を吸収しているのですから、かつての中国文明を選択的に吸収しているというわけではないのだと思います。

ですから、大胆にまとめるならば、七世紀段階の日本の政府というのは（日本という国号を使わないで、当時は倭と言っていましたから、その倭の政府は）、模範とすべき対象としては中国を向いてはおらず、朝鮮半島を向いているのであると言えるでしょう。外交の主軸が百済が滅亡するまでは百済にあったとすれば、百済滅亡時までは百済を向いていて、百済滅亡後、新羅と親交が厚い時代には新羅を向いているのだらうということになります。

従来の研究において、八世紀につながる要素が多くあるとされている天武天皇の時代も、新羅と親しい時代でありますから、新羅を向いているのだという言い方ができるのではないかと思います。遣唐使は断絶していて、外交上では親新羅路線であるというように言えるでしょう。しかも、その新羅に学問僧が頻繁に送られます。それから、大津皇子の謀反事件のときに、その大津皇子に謀反を唆したというように史料に出てくる行心という僧侶がいます。こういう人は、おそらく大津皇子の取り巻きですから、政府の中心に近いと

ころにいて、政府と何らかの関係を持って活躍している僧侶ですが、この人は新羅の僧侶として史料に見えるのです。こういうことから考えてみますと、天武天皇の時代の朝廷というのは、相当に新羅を意識してさまざまな制度を採り入れているということになるのではないかと思います。

では、いつ中国化を考えて指向するようになるのでしょうか。それは大宝律令の準備段階だろうと思います。具体的には、藤原京を計画したときには、藤原京というのはまだ中国化していない都だったとみるならば、藤原京を造営しているよりもあとになるだろうと思います。そして、大宝律令の編纂までの時期でしょう。この時期に、政治の中心に関わっていくのは藤原不比等という人物です。不比等が台頭していく時期というのが問題になりますけれども、彼が史料上に出てくるのは、持統天皇三年からです。この時期に判事という肩書きで『日本書紀』に登場してきます。判事というのは、刑罰を判定するわけですから、律令法の知識を非常に高く持っている人物ということで、そういう知識を基に、唐の律令法への知識を豊かに持っているということを背景にして、唐の律令制への導入にかなり積極的に動いた可能性はあるかと思えます。

その前後におそらく国家の目指すべき方向が変わっていったということになるのであれば、この時期、天武天皇の時期から持統天皇の時期は、従来、八世紀につながる同じ路線で律令制が形成されていった時期だとみられていて、「天武・持統朝」という一くくりの言い方がされているわけですが、それでよいのだらうかということへつながってくるわけです。

かつて私もそういう見方でさまざまな制度を読み解こうとしていたわけですが、これまで述べてきましたような認識を持ってあらためて見てみますと、大宝律令制を準備される段階から変化があるのではないのでしょうか。それ以前は、朝鮮半島に影響を強く受けている時代だということになりますと、天武天皇の時代から持統天皇の初期までというのは、持統天皇の時代の後半とは分かれるのではないかというように思うわけです。

私が用意しました年表（本稿では省略）では、そういうつもりで六九四年と六九六年の間のあたりを目安にして点線を入れておきました。これは一つの考え方として検討の価値があるのではないかと思います。ちなみにそれより上にあります六六八年と六六九年の間の点線は、百済が滅亡して新羅との交渉が頻繁になる時期との区切りに入れておきましたから、年表の最初のまとまりは百済を向いている時期で、真ん中のまとまりが新羅を向いている時期で、六九六年以降は唐を向く時期だというような見方で区切っております。あくまで、一つの考え方ということで提示させていただきます。

最後になりますが、「4 『日本書紀』と七世紀史』についてお話しして、まとめて代えさせていただきます。

『日本書紀』に描かれた七世紀史というのは、先ほどから申し上げてまいりました藤原不比等という人が主導して、政権を握って動かしている時期に完成したのが『日本書紀』ですから、その時代の価値観、同じ時代の唐と同様なものを目指した路線の影響を強く受けているのだと思います。実際には使われていない年号を、七世紀の中で制定したことにしていたり、あるいは改新の詔というのを描

き出すのに、大宝令の文章を使っていろいろ書き換えたりしているということが、既に指摘されているわけであります。八世紀の初頭の人間による七世紀史の描き方の影響から離れて、七世紀史を見つめ直さなくてはいけないのではないかとということです。

少し遣隋使のほうへ話を絞っていきませんが、現在残されている『日本書紀』の中で、遣隋使の扱われ方は、大宝律令制下における遣唐使の位置付けから見るとその淵源にあたるのが遣隋使だという、いわば『日本書紀』が編纂された時代の遣唐使の淵源の姿が託されている可能性があると思います。そういう意味で、遣隋使から大宝律令へというような直線的な見方になってしまった上に、さらにその遣隋使の評価についても、いわば評価が固まっているもののように無前提に考えてはいけないかと思うわけです。

我々はつい『日本書紀』の編纂者の述中に陥ってしまっ、七世紀を、かなり中国化を目指した時代というようなイメージで見えてしまっている可能性があるわけです。繰り返しになりますけれども、中国化を目指していたならば、もっと具体的に、七世紀中に中国化を実現している制度が多いはずなのですが、そうはなっていないということであれば、もう一回見直す必要があるだろうということなのです。

しばらく前に話題を呼んでおりました聖徳太子を巡る評価の問題につきましても、遣隋使の始められた時代をどのように描こうとしたのかという視点も必要なのかもしれないと思います。この点は、現段階で特に見通しがあるわけではありませんので、そういう述べ方をさせていただくとどめます。

以上、大体私が考えておりますことはお話しさせていただきました。これで尽きていると思えますので、本日はこれにて終わりにさせていただきますと思います。どうもありがとうございます。

(当日レジュメで提示した主要参考文献は省略させていただきます。)